

令和3年度決算に基づく足立区の健全化判断比率について

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）

自治体の財政破たんを未然に防ぐことを目的として、平成19年6月に公布された。

自治体の財政に影響を及ぼす全ての会計を対象に「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標（健全化判断比率）を用いて自治体財政の健全度を判断する。

指標が早期健全化基準以上の自治体は財政健全化計画、財政再生基準以上の自治体は財政再生計画を策定し財政の健全化を目指さなければならない。

2 令和3年度決算に基づく足立区の健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	-3.8%	—
早期健全化基準	11.25%	16.25%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」で表示している。

（1）実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模^{※1}に対する比率。足立区の令和3年度決算に基づく一般会計の実質収支は113億円の黒字である。

（2）連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額の標準財政規模^{※1}に対する比率。足立区の令和3年度決算に基づく全会計（一般会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計）の実質収支は141億円の黒字である。

（3）実質公債費比率

公債費（借入金の返済額及びこれに準ずる額）の標準財政規模^{※2}に対する比率。足立区の令和3年度決算に基づく実質公債費比率は元年度：-3.51309%、2年度：-4.07969%、3年度：-4.09917%の3年間の平均で-3.8%（小数点以下第2位切捨て）である。

（4）将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模^{※3}に対する比率。足立区の令和3年度決算に基づく将来負担額は、地方債現在高、債務負担行為による支出予定額、退職手当支給予定額などの合計で561億円。

一方、積立金現在高や国が定めた額など将来負担額から控除される額の合計は2,729億円。差し引き2,168億円のマイナスとなるため、将来負担比率は算定されない。

※1 標準財政規模・・・地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す指標

足立区の令和3年度の標準財政規模は1,696億円である。

※2、3 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

※4 金額等は、表示単位未満の端数調整をしていないので、加減乗除した数値には一致しない場合がある。